

国からの回答（中間貯蔵施設について）

Q113.双葉町に中間貯蔵施設を設置する計画がある。そういう計画のあるところで住民が元の生活に戻れるような状態になるのか。

（資源エネルギー庁 賠償担当）

環境省から双葉町も含めて中間貯蔵を立地する、土地の調査、地質調査のご提案がされている。それをもって中間貯蔵施設が双葉町に設置されることが決まったわけではないが、有力な候補地として考えられているところ。

安全性については、仮に双葉町に作られた場合にも、双葉町に戻って安全に暮らせるように、しっかりと外部へ放射能の影響が出ないような形で、中間貯蔵施設を作っていくという方針であると環境省からは聞いている。

Q114.中間貯蔵施設は東電の敷地に作ればいいのか。かなり広い土地があると思う。東電の関連企業をとばらって、そこに作ればよい。

（環境省）

中間貯蔵施設については福島を元に戻す、除染を進めていくと、大量の土壌が廃棄物としてでてくるため、これらを一定期間、安定的に保管するという事でどうしても作らなければいけないと我々は思っている。その過程において、環境省から双葉町を含めて3町に立地をさせていただけないかという提示をさせていただいている。これから具体的な調査をさせていただきたいという話もさせていただいている。

しかしながら具体的にこれからどこにどのような物を作っていくのか、東電の敷地というような事もあったが、具体的な施設の設計、こういったものも含めて町、県、それから皆さんと評価をご相談させていただきながら、具体化させて中間貯蔵施設を設置してまいりたい。

（東京電力）

今、発電所の方では事故の収束に向けてということで取り組んでいるが、その中で現場での大きな課題の一つとして建屋のほうに地下水が流入してきており、そういったものを水処理して原子炉の冷却に使っているが、その冷却に使っている以上の水がどんどん溜まってきているという状況である。そういった中で敷地の中で地下水、その処理した水を貯める為のタンクを今、増設しており、現在敷地の中で大体20万m³分の容量を確保しているが、これから来年度にかけて、それを40万m³、またさらに20万m³分のタンクを確保するという計画を進めている。そのために現場ではこれから新たに土地が必要になってきている状況。また発電所以外の土地の利用についてもご意見を頂戴しているが、会社としては今、損害賠償をきちんと進めさせていただかなければいけないということで、発電所以外の土地についても、使っていない土地については売却して、そのお金を損害賠償の費用にあてるという取組をしており、余分に使える土地がないという状況である。また自治体様、国といろいろご相談させていただきながら東京電力として取組をさせていただきたい。

現場での作業の協力企業の事務所といったそういう建物のエリアもあるが、現状ではそういった場所に発電所で使った車の除染、スクリーニングをやる場所を設けたりしており、なかなか土地として利用出来る部分が少ないという状況であり、協力企業も現場でいろいろ利用していただく場も必要であり、なかなか融通が難しいというのが現状。いずれにしてもそのような意見を頂いているという事で会社としても受け止めまして、今後については、関係個所と相談していきたい。

国からの回答（中間貯蔵施設について）

Q115.特措法（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法）が理解できない。第6条に国民の責務、とあるが、双葉郡の町民も含めてこういうふうにならねえと言っている法律なのか。中間貯蔵施設の候補地が双葉は2か所あるが、こういうことについてもダメだぞと言えないのか。もう決められているのか。

（環境省）

国民の責務ということだが、けっして国民に責任があるというわけではなく、双葉町の住民の方に責任があるということではない。環境省はこれから除染を行っていくが、それは環境省だけではできないという実情がある。皆さんのお宅を除染するときに、現地に赴き、この木はどうするだとか、この屋根はどうするだとか、そういう説明を環境省からするので、そういうときに来ていただく等協力していただくというように理解をしていただければと思う。それだけではなく、除染については、みなさまの協力がないと進まないのでもよろしく願いたい。くれぐれも責任ではないので誤解の無いようお願いしたい。

中間貯蔵施設についても、国が一方的に決めるのではなく、これから地元の皆さんのご意見を頂戴しながら進めていくことになるので、特措法にある責務の規定によって、全て国民に何らかの義務が生じて、国の一方的な考えを、押しつけるといったことはない。